

## ISO14001:2015とISO14001:2004との対比表

ISO14001:2015	ISO14001:2004
1 適用範囲	1 適用範囲
2 引用規格	2 引用規格
3 用語及び定義	3 用語及び定義
4 組織の状況(表題だけ)	
4.1 組織及びその状況の理解	
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.1 一般要求事項
4.4 環境マネジメントシステム	4.1 一般要求事項
5 リーダーシップ(表題だけ)	
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	
5.2 環境方針	4.2 環境方針
5.3 組織の役割、責任及び権限	4.4.1 資源、役割、責任及び権限
6 計画(表題だけ)	4.3 計画(表題だけ)
6.1 リスク及び機会への取組み(表題だけ)	
6.1.1 一般	
6.1.2 環境側面	4.3.1 環境側面
6.1.3 順守義務	4.3.2 法的及びその他の要求事項
6.1.4 取組みの計画策定	
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定(表題だけ)	4.3.3 目的、目標及び実施計画
6.2.1 環境目標	
6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定	
7 支援(表題だけ)	4.4 実施及び運用(表題だけ)

7.1 資源(表題だけ)	4.4.1 資源、役割、責任及び権限
7.2 力量	4.4.2 力量、教育・訓練及び自覚
7.3 認識	4.4.2 力量、教育・訓練及び自覚
7.4 コミュニケーション(表題だけ)	4.4.3 コミュニケーション
7.4.1 一般	
7.4.2 内部コミュニケーション	
7.4.3 外部コミュニケーション	
7.5 文書化した情報(表題だけ)	4.4.4 文書類
7.5.1 一般	
7.5.2 作成及び更新	
7.5.3 文書化した情報の管理	4.4.5 文書管理 4.5.4 記録の管理
8 運用(表題だけ)	4.4 実施及び運用(表題だけ)
8.1 運用の計画及び管理	4.4.6 運用管理
8.2 緊急事態への準備及び対応	4.4.7 緊急事態への準備及び対応
9 パフォーマンス評価(表題だけ)	4.5 点検(表題だけ)
9.1 監視、測定、分析及び評価(表題だけ)	4.5.1 監視及び測定
9.1.1 一般	
9.1.2 順守評価	4.5.2 順守評価
9.2 内部監査(表題だけ)	4.5.5 内部監査
9.2.1 一般	
9.2.2 内部監査プログラム	
9.3 マネジメントレビュー	4.6 マネジメントレビュー
10 改善(表題だけ)	
10.1 一般	
10.2 不適合及び是正処置	4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置



# ISO14001:2015 と ISO14001:2004 との対比表

ISO14001:2015	ISO14001:2004	備 考
1 適用範囲	1 適用範囲	
2 引用規格	2 引用規格	
3 用語及び定義	3 用語及び定義	
4 組織の状況		
<b>4.1 組織及びその状況の理解</b> 組織は、組織の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。こうした課題には、組織から影響を受ける又は組織に影響を与える可能性がある環境状態を含めなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・組織の目的及び戦略的に関連するもの (高いレベルで概念的なもの)</li> <li>・EMS の意図した成果 ①環境パフォーマンスの向上②順守義務を満たすこと③環境目標の達成 (+組織は、環境マネジメントシステムについて、追加の意図した成果を設定することができる)</li> <li>・文書化の要求はないが明確化が必要</li> </ul>
<b>4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解</b> 組織は、次の事項を決定しなければならない。 a) 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者 b) それらの利害関係者の、関連するニーズ及び期待 (すなわち、要求事項) c) それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・EMS に関する利害関係者が対象</li> <li>・詳細ではなく、高いレベルの理解</li> <li>・利害関係者の要求事項は、必ずしも組織の要求事項になるわけではない (強制的及び自発的) →採用したものは順守義務</li> <li>・詳細レベルでの順守義務は、「6.1.3 順守義務」で実施</li> <li>・文書化の要求はないが明確化が必要</li> </ul>
<b>4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定</b> 組織は、環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。  この適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮しなければならない。 a) 4.1 に規定する外部及び内部の課題	<b>4.1 一般要求事項</b> 組織は、その環境マネジメントシステムの適用範囲を定め、文書化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・適用範囲の文書化は同じ (物理的、組織上の境界)</li> <li>・4.1、4.2、活動・製品及びサービス、組織の権限及び能力を考慮</li> <li>・適用範囲の設定において、環境マネジメ</li> </ul>

<p>b) 4.2 に規定する順守義務  c) 組織の単位、機能及び物理的境界  d) 組織の活動、製品及びサービス  e) 管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力</p> <p>適用範囲が定まれば、その適用範囲の中にある組織の全ての活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。</p> <p>環境マネジメントシステムの適用範囲は、文書化した情報として維持しなければならない。かつ、利害関係者がこれを入手できるようにしなければならない。</p>		<p>ントシステムへの信ぴょう（憑）性は、どのように組織上の境界を選択するかによって決まる。適用範囲の設定を、著しい環境側面をもつ若しくはもつ可能性のある活動・製品・サービス・施設を除外するため、又は順守義務を逃れるために用いないほうがよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲内は、すべての要求事項を適用することが必要</li> <li>・適用範囲は利害関係者が入手可能であること</li> </ul>
<p><b>4.4 環境マネジメントシステム</b>  環境パフォーマンスの向上を含む意図した成果を達成するため、組織は、この国際規格の要求事項に従って、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善しなければならない。</p> <p>環境マネジメントシステムを確立し維持するとき、組織は、4.1 及び 4.2 で得た知識を考慮しなければならない</p>	<p><b>4.1 一般要求事項</b>  組織は、この国際規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにしてこれらの要求事項を満たすかを決定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EMS 全般の概念を扱う要求事項</li> <li>・ほぼ変更なし</li> <li>・設計及び開発、調達、人的資源、販売、マーケティングなどの種々の事業プロセスに、環境マネジメントシステム要求事項を統合する。(付属書 A.4.4)</li> </ul>
<p><b>5 リーダーシップ</b></p>		
<p><b>5.1 リーダーシップ及びコミットメント</b>  トップマネジメントは、次に示す事項によって、環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。</p> <p>a) 環境マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。  b) 環境方針及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。  c) 組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。  d) 環境マネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にする。  e) 有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。  f) 環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成することを確実にする。  g) 環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。  h) 継続的改善を促進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・トップマネジメントのリーダーシップとコミットメントを強調</li> <li>・9種の実証を要求</li> <li>・事業プロセスと EMS 要求事項の統合を確実に</li> <li>・トップマネジメントは、これらの行動を責任委譲してもよいが、実施されたことを確実にすることに対する説明責任を負う (付属書 A.5.1)</li> </ul>

<p>i) その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する。</p> <p>注記 この国際規格で”事業”という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味で解釈され得る。</p>		
<p><b>5.2 環境方針</b>        トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <p>a) 組織の目的、並びに組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む組織の状況に対して適切である。        b) 環境目標の設定のための枠組みを示す。        c) 汚染の予防、及び組織の状況に関連するその他の固有なコミットメントを含む、環境保護に対するコミットメントを含む。</p> <p>注記 環境保護に対するその他の固有なコミットメントには、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護を含み得る。</p> <p>d) 組織の順守義務を満たすことへのコミットメントを含む。        e) 環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。</p> <p>環境方針は、次に示す事項を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 文書化した情報として維持する。</li> <li>— 組織内に伝達する。</li> <li>— 利害関係者が入手可能である。</li> </ul>	<p><b>4.2 環境方針</b>        トップマネジメントは、組織の環境方針を定め、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、環境方針が次の事項を満たすことを確実にすること。</p> <p>a) 組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響に対して適切である        b) 継続的改善及び汚染の予防に関するコミットメントを含む        c) 組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を順守するコミットメントを含む        d) 環境目的及び目標の設定及びレビューのための枠組みを与える        e) 文書化され、実行され、維持される        f) 組織で働く又は組織のために働くすべての人に周知される        g) 一般の人々が入手可能である</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ほぼ変更なし</li> <li>• 環境方針の3つの基本的なコミットメント           <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境保護</li> <li>②順守義務</li> <li>③継続的改善</li> </ul> </li> <li>• 2008年版：汚染の予防            →2015年版：環境保護のコミットメント</li> <li>• 「環境パフォーマンスを向上させるためのEMSの継続的改善へのコミットメント」の表現になった</li> <li>• 一般の人々→利害関係者が入手可能</li> </ul>
<p><b>5.3 組織の役割、責任及び権限</b>        トップマネジメントは、関連する役割に対して、責任及び権限が割り当てられ、組織内に伝達されることを確実にしなければならない。</p> <p>トップマネジメントは、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない。</p> <p>a) 環境マネジメントシステムが、この国際規格の要求事項に適合することを確実にする。        b) 環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。</p>	<p><b>4.4.1 資源、役割、責任及び権限</b>        効果的な環境マネジメントを実施するために、役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、周知すること。</p> <p>組織のトップマネジメントは、特定の管理責任者（複数も可）を任命すること。その管理責任者は、次の事項に関する定められた役割、責任及び権限を、他の責任にかかわりなくもつこと。</p> <p>a) この国際規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムが確立され、実施され、維持されることを確実にする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理責任者の要求事項が削除            （付属書 A.5.3 管理責任者と呼ばれる人（個人、複数）に割り当ててもよい）</li> </ul>

	b) 改善のための提案を含め、レビューのために、トップマネジメントに対し環境マネジメントシステムのパフォーマンスを報告する	
6 計画	4.3 計画（表題だけ）	
6.1 リスク及び機会への取組み		
<p>6.1.1 一般</p> <p>組織は、6.1.1~6.1.4 に規定する要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <p>環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、次の a)~c) を考慮し、</p> <p>a) 4.1 に規定する課題</p> <p>b) 4.2 に規定する要求事項</p> <p>c) 環境マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>次の事項のために取り組む必要がある、環境側面（6.1.2 参照）、順守義務（6.1.3 参照）並びに 4.1 及び 4.2 で特定したその他の課題及び要求事項に関連する、リスク及び機会を決定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 環境マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できるという確信を与える。</li> <li>－ 外部の環境状態が組織に影響を与える可能性を含め、望ましくない影響を防止又は低減する。</li> <li>－ 継続的改善を達成する。</li> </ul> <p>組織は、環境マネジメントシステムの適用範囲の中で、環境影響を与える可能性のあるものを含め、潜在的な緊急事態を決定しなければならない。</p> <p>組織は、次に関する文書化した情報を維持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 取り組む必要があるリスク及び機会</li> <li>－ 6.1.1~6.1.4 で必要なプロセスが計画どおりに実施されるという確信をもつために必要な程度の、それらのプロセス</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・リスクを管理するためのプロセスを確立し、実施することを求めている</li> <li>・環境側面、順守義務、4.1 及び 4.2 に関連するリスク及び機会を決定</li> <li>・環境側面は、有害な環境影響、有益な環境影響、及び組織に対するその他の影響に関連する、リスク及び機会を生み出し得る</li> <li>・環境側面に関連するリスク及び機会は、著しきの評価の一部として決定することも、又は個別に決定することもできる。</li> <li>・潜在的な緊急事態を特定</li> <li>・正式なリスクマネジメント又は文書化したリスクマネジメントプロセスは要求していない。この方法には、組織の活動が行われる状況に応じて、単純な定性的プロセス又は完全な定量的評価を含めてもよい。</li> <li>・特定されたリスク及び機会（6.1.1~6.1.3）は、取組みの計画策定（6.1.4）、環境目標の確立（6.2）へのインプットとなる</li> </ul>
<p>6.1.2 環境側面</p> <p>組織は、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、ライフサイクルの視点を考慮し、組織の活動、製品及びサービスについて、組織が管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境側面、並びにそれらに伴う環境影響を決定しなければならない。</p>	<p>4.3.1 環境側面</p> <p>組織は、次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>a) 環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、活動、製品及びサービスについて組織が管理できる環境側面及び組織が影響を及ぼすことができる環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルの視点を考慮（原材料の採取、設計、生産、輸送、使用、使用後の処理）</li> <li>・変更、非通常時、緊急時を考慮</li> <li>・文書化した情報の要求 ①環境側面・環</li> </ul>

<p>環境側面を決定するとき、組織は、次の事項を考慮に入れなければならない。</p> <p>a) 変更。これには、計画した又は新規の開発、並びに新規の又は変更された活動、製品及びサービスを含む。</p> <p>b) 非通常の状況及び合理的に予見できる緊急事態</p> <p>組織は、設定した基準を用いて、著しい環境影響を与える又は与える可能性のある側面（すなわち、著しい環境側面）を決定しなければならない。</p> <p>組織は、必要に応じて、組織の種々の階層及び機能において、著しい環境側面を伝達しなければならない。</p> <p>組織は、次に関する文書化した情報を維持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 環境側面及びそれに伴う環境影響</li> <li>－ 著しい環境側面を決定するために用いた基準</li> <li>－ 著しい環境側面</li> </ul> <p>注記 著しい環境側面は、有害な環境影響（脅威）又は有益な環境影響（機会）に関連するリスク及び機会をもたらし得る。</p>	<p>側面を特定する。その際には、計画された若しくは新規の開発、又は新規の若しくは変更された活動、製品及びサービスも考慮に入れる</p> <p>b) 環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面（すなわち著しい環境側面）を決定する</p> <p>組織は、この情報を文書化し、常に最新のものにしておくこと。</p> <p>組織は、この環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、著しい環境側面を確実に考慮に入れること。</p>	<p>環境影響②環境側面を決定するために用いた基準③著しい環境側面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注記に、著しい環境側面は、有害な環境影響（脅威）、有益な環境影響（機会）に関連する・・・とある</li> </ul> <p>（考慮事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 大気への排出</li> <li>b) 水への排出</li> <li>c) 土地への排出</li> <li>d) 原材料及び天然資源の使用</li> <li>e) エネルギーの使用</li> <li>f) 排出エネルギー [例えば、熱、放射、振動（騒音）、光]</li> <li>g) 廃棄物及び／又は副産物の発生</li> <li>h) 空間の使用</li> </ul>
<p><b>6.1.3 順守義務</b></p> <p>組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <p>a) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。</p> <p>b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。</p> <p>c) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を考慮に入れる。</p> <p>組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。</p> <p>注記 順守義務は、組織に対するリスク及び機会をもたらし得る。</p>	<p><b>4.3.2 法的及びその他の要求事項</b></p> <p>組織は、次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>a) 組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、参照する</p> <p>b) これらの要求事項を組織の環境側面にどのように適用するかを決定する</p> <p>組織は、その環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、これらの適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を確実に考慮に入れること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題の変更のみで、内容は変更なし</li> </ul>



<p><b>6.1.4 取組みの計画策定</b>  組織は、次の事項を計画しなければならない。</p> <p>a) 次の事項への取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 著しい環境側面</li> <li>2) 順守義務</li> <li>3) 6.1.1 で特定したリスク及び機会</li> </ol> <p>b) 次の事項を行う方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) その取組みの環境マネジメントシステムプロセス（6.2、箇条 7、箇条 8 及び 9.1 参照）又は他の事業プロセスへの統合及び実施</li> <li>2) その取組みの有効性の評価(9.1 参照)</li> </ol> <p>これらの取組みを計画するとき、組織は、技術上の選択肢、並びに財務上、運用上及び事業上の要求事項を考慮しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項</li> <li>・著しい環境側面、順守義務、6.1.1 で特定したリスク及び機会の取組みの計画の要求事項</li> <li>・高いレベルでの計画</li> <li>・取組みは EMS プロセス（環境目標など）又は他の事業プロセス（他の MS 含む）への統合及び実施、取組みの有効性評価の方法を要求</li> <li>・2008 年版の目的・目標設定時の考慮事項が、こちらに移動</li> </ul>
<p><b>6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定</b></p>	<p><b>4.3.3 目的、目標及び実施計画</b></p>	
<p><b>6.2.1 環境目標</b>  組織は、組織の著しい環境側面及び関連する順守義務を考慮に入れ、かつ、リスク及び機会を考慮し、関連する機能及び階層において、環境目標を確立しなければならない。  環境目標は、次の事項を満たさなければならない。</p> <p>a) 環境方針と統合している。</p> <p>b) （実行可能な場合）測定可能である。</p> <p>c) 監視する。</p> <p>d) 伝達する。</p> <p>e) 必要に応じて、更新する。</p> <p>組織は、環境目標に関する文書化した情報を維持しなければならない。</p>	<p>組織は、組織内の関連する部門及び階層で、文書化された環境目的及び目標を設定し、実施し、維持すること。</p> <p>目的及び目標は、実施できる場合には測定可能であること。そして、汚染の予防、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守並びに継続的改善に関するコミットメントを含めて、環境方針に整合していること。</p> <p>その目的及び目標を設定しレビューするにあたって、組織は、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項並びに著しい環境側面を考慮に入れること。また、技術上の選択肢、財務上、運用上及び事業上の要求事項、並びに利害関係者の見解も考慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008 年版「目的、目標」→「環境目標」に一本化</li> <li>・目標と実施計画が分離（ANNEX SL に準拠）</li> <li>・環境目標を達成するための取組みの計画に、「必要な資源」「結果の評価方法」が追加された</li> </ul> <p>（付属書 A.6.2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的レベルの環境目標（組織全体で適用）、運用的レベルの環境目標（組織の特定の単位又は機能）</li> <li>・それぞれの著しい環境側面に対して設定しなければならないということではなく、著しい環境側面の優先度が高い</li> <li>・実行可能な場合、測定可能（定量的又は定性的）</li> </ul>
<p><b>6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定</b>  組織は、環境目標をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定しなければならない。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 達成期限</p> <p>e) 結果の評価方法。これには、測定可能な環境目標の達成に向けた進捗を監視するための指標を含む（9.1.1 参照）。</p> <p>組織は、環境目標を達成するための取組みを組織の事業プロセスにどのように統合するかについて、考慮しなければならない。</p>	<p>組織は、その目的及び目標を達成するための実施計画を策定し、実施し、維持すること。実施計画は次の事項を含むこと。</p> <p>a) 組織の関連する部門及び階層における、目的及び目標を達成するための責任の明示</p> <p>b) 目的及び目標達成のための手順及び日程</p>	

<p>7 支援</p>	<p>4.4 実施及び運用（表題だけ）</p>	
<p>7.1 資源 組織は、環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供しなければならない。</p>	<p>4.4.1 資源、役割、責任及び権限 経営層は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善するために不可欠な資源を確実に利用できるようにすること。資源には、人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術、並びに資金を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・資源には、人的資源、天然資源、インフラストラクチャー、技術及び資金が含まれ得る。</li> </ul>
<p>7.2 力量 組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <p>a) 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人（又は人々）に必要な力量を決定する。</p> <p>b) 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。</p> <p>c) 組織の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定する。</p> <p>d) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。</p> <p>注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、力量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。</p> <p>組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。</p>	<p>4.4.2 力量、教育訓練及び自覚 組織は、組織によって特定された著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を組織で実施する又は組織のために実施するすべての人が、適切な教育、訓練又は経験に基づく力量をもつことを確実にすること。また、これに伴う記録を保持すること。</p> <p>組織は、その環境側面及び環境マネジメントシステムに伴う教育訓練のニーズを明確にすること。組織はそのようなニーズを満たすために、教育訓練を提供するか、又はその他の処置をとること。また、これに伴う記録を保持すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「力量」に「教育訓練」が含まれた</li> <li>・ほぼ変更はないが、力量確保のために取った処置について、「有効性の評価」が追加された（ANNEX SL に準拠）</li> <li>・注記に力量確保のための処置の例示</li> </ul>
<p>7.3 認識 組織は、組織の管理下で働く人々が次の事項に関して認識をもつことを確実にしなければならない。</p> <p>a) 環境方針</p> <p>b) 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在する又は潜在的な環境影響</p> <p>c) 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献</p> <p>d) 組織の順守義務を満たさないことを含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味</p>	<p>4.4.2 力量、教育訓練及び自覚 組織は、組織で働く又は組織のために働く人々に次の事項を自覚させるための手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>a) 環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性</p> <p>b) 自分の仕事に伴う著しい環境側面及び関係する顕在又は潜在の環境影響、並びに各人の作業改善による環境上の利点</p> <p>c) 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任</p> <p>d) 規定された手順から逸脱した際に予想される結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年版「自覚」→「認識」</li> <li>・特別な変更はなし</li> </ul>

<p><b>7.4 コミュニケーション</b></p> <p><b>7.4.1 一般</b> 組織は、次の事項を含む、環境マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションに必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <p>a) コミュニケーションの内容 b) コミュニケーションの実施時期 c) コミュニケーションの対象者 d) コミュニケーションの方法</p> <p>コミュニケーションプロセスを確立するとき、組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <p>— 順守義務を考慮に入れる。 — 伝達される環境情報が、環境マネジメントシステムにおいて作成される情報と整合し、信頼性があることを確実にする。</p> <p>組織は、環境マネジメントシステムについての関連するコミュニケーションに対応しなければならない。</p> <p>組織は、必要に応じて、コミュニケーションの証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。</p>	<p><b>4.4.3 コミュニケーション</b> 組織は、環境側面及び環境マネジメントシステムに関して次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>a) 組織の種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション b) 外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化し、対応する</p> <p>組織は、著しい環境側面について外部コミュニケーションを行うかどうかを決定し、その決定を文書化すること。外部コミュニケーションを行うと決定した場合は、この外部コミュニケーションの方法を確立し、実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ANNEX SL に準拠し、明確化・具体化（コミュニケーションの内容、実施時期、対象者、方法）</li> <li>・ コミュニケーションプロセス確立時の実施事項が追加（順守義務を考慮、情報の信頼性の確保）</li> </ul>
<p><b>7.4.2 内部コミュニケーション</b> 組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <p>a) 必要に応じて、環境マネジメントシステムの変更を含め、環境マネジメントシステムに関連する情報について、組織の種々の階層及び機能間で内部コミュニケーションを行う。</p> <p>b) コミュニケーションプロセスが、組織の管理下で働く人々の継続的改善への寄与を可能にすることを確実にする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「EMS の変更を含めた」情報→明確化</li> <li>・ b) を追記（強化）</li> </ul>
<p><b>7.4.3 外部コミュニケーション</b> 組織は、コミュニケーションプロセスによって確立したとおりに、かつ、順守義務による要求に従って、環境マネジメントシステムに関連する情報について外部コミュニケーションを行わなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2008 年版「著しい環境側面についての外部コミュニケーション」の表現は削除され、「コミュニケーションプロセスで確立したとおりに、かつ順守義務による要求に従った外部コミュニケーション」となった</li> </ul>
<p><b>7.5 文書化した情報</b></p> <p><b>7.5.1 一般</b> 組織の環境マネジメントシステムは、次の事項を含まなければならない。</p>	<p><b>4.4.4 文書類</b> 環境マネジメントシステム文書には、次の事項を含めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「文書類」「文書化された手順」「記録」</li> </ul>

<p>a) この国際規格が要求する文書化した情報</p> <p>b) 環境マネジメントシステムの有効性のために必要であると組織が決定した、文書化した情報</p> <p>注記 環境マネジメントシステムのための文書化した情報の程度は、次のような理由によって、それぞれの組織で異なる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 組織の規模、並びに活動、プロセス、製品及びサービスの種類</li> <li>－ 順守義務を満たしていることを実証する必要性</li> <li>－ プロセス及びその相互作用の複雑さ</li> <li>－ 組織の管理下で働く人々の力量</li> </ul>	<p>a) 環境方針、目的及び目標</p> <p>b) 環境マネジメントシステムの適用範囲の記述</p> <p>c) 環境マネジメントシステムの主要な要素、それらの相互作用の記述、並びに関係する文書の参照</p> <p>d) この国際規格が要求する、記録を含む文書</p> <p>e) 著しい環境側面に関係するプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した、記録を含む文書</p>	<p>→すべて「文書化した情報」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容はほぼ変更なし</li> <li>・文書化した情報の複雑な管理システムではなく、環境マネジメントシステムの実施及び環境パフォーマンスに、最も焦点を当てることが望ましい。</li> <li>・文書化した情報は、マニュアルの形式である必要はない。</li> </ul>
<p>7.5.2 作成及び更新</p> <p>文書化した情報を作成及び更新する際、組織は、次の事項を確実にしなければならない。</p> <p>a) 適切な識別及び記述（例えば、タイトル、日付、作成者、参照番号）</p> <p>b) 適切な形式（例えば、言語、ソフトウェアの版、図表）および媒体（例えば、紙、電子媒体）</p> <p>c) 適切性及び妥当性に関する、適切なレビュー及び承認</p>	<p>4.4.5 文書管理</p> <p>環境マネジメントシステム及びこの国際規格で必要とされる文書は管理すること。記録は文書の一種ではあるが、4.5.4に規定する要求事項に従って管理すること。</p> <p>組織は次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在の改訂版の識別を確実にする</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要などころで使用可能な状態にあることを確実にする</p> <p>e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする</p> <p>f) 環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ変更なし</li> <li>・「十分な保護」が追加要求（ANNEX SL に準拠）</li> </ul>
<p>7.5.3 文書化した情報の管理</p> <p>環境マネジメントシステム及びこの規格で要求されている文書化した情報は、次の事項を確実にするために、管理しなければならない。</p> <p>a) 文書化した情報が、必要ときに、必要などころで、入手可能かつ利用に適した状態である。</p> <p>b) 文書化した情報が十分に保護されている（例えば、機密性の喪失、不適切な使用及び完全性の喪失からの保護）。</p> <p>文書化した情報の管理に当たって、組織は、該当する場合には、必ず、次の行動に取り組まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 配布、アクセス、検索及び利用</li> <li>－ 読みやすさが保たれることを含む、保管及び保存</li> <li>－ 変更の管理（例えば、版の管理）</li> <li>－ 保持及び廃棄</li> </ul> <p>環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書化した情報は、必要に応じて識別し、管理しなければならない。</p> <p>注記 アクセスとは、文書化した情報の閲覧だけの許可に関する決定、又は文書化した情報の閲覧及び変更の許可及び権限に関する決定を意味</p>	<p>4.5.4 記録の管理</p> <p>組織は、組織の環境マネジメントシステム及びこの国際規格の要求事項への適合並びに達成した結果を実証するのに必要な記録を作成し、維持すること。</p> <p>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃</p>	

し得る。	<p>棄についての手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>記録は、読みやすく、識別可能で、追跡可能な状態を保つこと。</p>	
8 運用	4.4 実施及び運用（表題だけ）	
<p><b>8.1 運用の計画及び管理</b></p> <p>組織は、次に示す事項の実施によって、環境マネジメントシステム要求事項を満たすため、並びに 6.1 及び 6.2 で特定した取組みを実施するために必要なプロセスを確立し、実施し、管理し、かつ、維持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ プロセスに関する運用基準の設定</li> <li>－ その運用基準に従った、プロセスの管理の実施</li> </ul> <p>注記 管理は、工学的な管理及び手順を含み得る。管理は、優先順位（例えば、除去、代替、管理的な対策）に従って実施されることもあり、また、個別に又は組み合わせて用いられることもある。</p> <p>組織は、計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果をレビューし、必要に応じて、有害な影響を緩和する処置をとらなければならない。</p> <p>組織は、外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならない。これらのプロセスに適用される、管理する又は影響を及ぼす方式及び程度は、環境マネジメントシステムの中で定めなければならない。</p> <p>ライフサイクルの視点に従って、組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 必要に応じて、ライフサイクルの各段階を考慮して、製品又はサービスの設計及び開発プロセスにおいて、環境上の要求事項が取り込まれていることを確実にするために、管理を確立する。</li> <li>b) 必要に応じて、製品及びサービスの調達に関する環境上の要求事項を決定する。</li> <li>c) 請負者を含む外部提供者に対して、関連する環境上の要求事項を伝達する。</li> <li>d) 製品及びサービスの輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理及び最終処分に伴う潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供する必要性について考慮する。</li> </ul>	<p><b>4.4.6 運用管理</b></p> <p>組織は、次に示すことによって、個々の条件の下で確実に運用が行われるように、その環境方針、目的及び目標に整合して特定された著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 文書化された手順がないと環境方針並びに目的及び目標から逸脱するかもしれない状況を管理するために、文書化された手順を確立し、実施し、維持する</li> <li>b) その手順には運用基準を明記する</li> <li>c) 組織が用いる物品及びサービスの特定された著しい環境側面に関する手順を確立し、実施し、維持すること、並びに請負者を含めて、供給者に適用可能な手順及び要求事項を伝達する..</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大、強化された</li> <li>・6.1（リスク及び機会への取組み）、6.2（環境目標・達成計画）を実施するために必要なプロセスを計画、実施、管理、維持</li> <li>・計画した変更、意図しない変更の管理</li> <li>・外部委託したプロセスの管理</li> <li>・組織は、ライフサイクル(LCA)の視点 a)～d)で次の事項を実施</li> <li>・必要な程度の文書化した情報を維持</li> </ul>

<p>組織は、プロセスが計画どおりに実施されたという確信をもつために必要な程度の、文書化した情報を維持しなければならない。</p>		
<p><b>8.2 緊急事態への準備及び対応</b>  組織は、6.1.1 で特定した潜在的な緊急事態への準備及び対応のために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。  組織は、次の事項を行わなければならない。</p> <p>a) 緊急事態からの有害な環境影響を防止又は緩和するための処置を計画することによって、対応を準備する。  b) 顕在した緊急事態に対応する。  c) 緊急事態及びその潜在的な環境影響の大きさに応じて、緊急事態による結果を防止又は緩和するための処置をとる。  d) 実行可能な場合には、計画した対応処置を定期的にテストする。  e) 定期的に、また特に緊急事態の発生後又はテストの後には、プロセス及び計画した対応処置をレビューし、改訂する。  f) 必要に応じて、緊急事態への準備及び対応についての関連する情報及び教育訓練を、組織の管理下で働く人々を含む関連する利害関係者に提供する。</p> <p>組織は、プロセスが計画どおりに実施されるという確信をもつために必要な程度の、文書化した情報を維持しなければならない。</p>	<p><b>4.4.7 緊急事態への準備及び対応</b>  組織は、環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定するための、またそれらにどのようにして対応するかの手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>組織は、顕在した緊急事態や事故に対し、それらに伴う有害な環境影響を予防又は緩和すること。</p> <p>組織は、緊急事態への準備及び対応手順を、定期的に、また特に事故又は緊急事態の発生の後には、レビューし、必要に応じて改訂すること。</p> <p>組織は、また、実施可能な場合には、そのような手順を定期的にテストすること。</p>	<p>・変更なし</p>
<p><b>9 パフォーマンス評価</b></p>	<p><b>4.5 点検（表題だけ）</b></p>	
<p><b>9.1 監視、測定、分析及び評価</b></p> <p><b>9.1.1 一般</b>  組織は、環境パフォーマンスを監視し、測定し、分析し、評価しなければならない。  組織は、次の事項を決定しなければならない。</p> <p>a) 監視及び測定が必要な対象  b) 該当する場合には、必ず、妥当な結果を確実にするための、監視、測定、分析及び評価の方法  c) 組織が環境パフォーマンスを評価するための基準及び適切な指標  d) 監視及び測定の実施時期  e) 監視及び測定の結果の、分析及び評価の時期</p> <p>組織は、必要に応じて、校正された又は検証された監視機器及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にしなければならない。</p> <p>組織は、環境パフォーマンス及び環境マネジメントシステムの有効性を評価しなければならない。</p>	<p><b>4.5.1 監視及び測定</b>  組織は、著しい環境影響を与える可能性のある運用のかぎ（鍵）となる特性を定常的に監視及び測定するための手順を確立し、実施し、維持すること。この手順には、パフォーマンス、適用可能な運用管理、並びに組織の環境目的及び目標との適合を監視するための情報の文書化を含めること。</p> <p>組織は、校正された又は検証された監視及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にし、また、これに伴う記録を保持すること。</p>	<p>・強化、拡大された  ・環境パフォーマンスの監視、測定、分析、評価の要求  ・監視測定の対象、監視測定・分析・評価の方法、環境パフォーマンスを評価するための基準・指標、監視測定実施時期、測定結果の分析・評価の時期を、あらかじめ決定  ・環境パフォーマンス、EMS の有効性の評価が必要（パフォーマンス評価が強調）  ・コミュニケーションプロセス及び順守義務に従って、環境パフォーマンス情報のコミュニケーション（内部・外部）</p>

<p>組織は、コミュニケーションプロセスで特定したとおりに、かつ、順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行われなければならない。</p> <p>組織は、監視、測定、分析及び評価の結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。</p>		
<p><b>9.1.2 順守評価</b>  組織は、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <p>組織は、次の事項を行われなければならない。</p> <p>a) 順守を評価する頻度を決定する。  b) 順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。  c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。</p> <p>組織は、順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。</p>	<p><b>4.5.2 順守評価</b>  <b>4.5.2.1</b> 順守に対するコミットメントと整合して、組織は、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>組織は、定期的な評価の結果の記録を残すこと。</p> <p><b>4.5.2.2</b> 組織は、自らが同意するその他の要求事項の順守を評価すること。組織は、この評価を 4.5.2.1 にある法的要求事項の順守評価に組み込んでもよいし、別の手順を確立してもよい。  組織は、定期的な評価の結果の記録を残すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2008年版「定期的な評価」  →「順守評価の頻度を決定」の表現</li> <li>・ 評価後に必要な場合の処置の実施、順守状況に関する知識及び理解の維持、について、追加された（強化）</li> <li>・ 不順守は、例えばそれが環境マネジメントシステムプロセスによって特定され、修正された場合は、必ずしも不適合にはならない。（付属書 A.9.1.2）</li> </ul>
<p><b>9.2 内部監査</b></p> <p><b>9.2.1 一般</b>  組織は、環境マネジメントシステムが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、あらかじめ定めた間隔で内部監査を実施しなければならない。</p> <p>a) 次の事項に適合している。</p> <p>1) 環境マネジメントシステムに関して、組織自体が規定した要求事項  2) この国際規格の要求事項</p> <p>b) 有効に実施され、維持されている。</p>	<p><b>4.5.5 内部監査</b>  組織は、次の事項を行うために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムの内部監査を確実に実施すること。</p> <p>a) 組織の環境マネジメントシステムについて次の事項を決定する</p> <p>1) この国際規格の要求事項を含めて、組織の環境マネジメントのために計画された取決め事項に適合しているかどうか  2) 適切に実施されており、維持されているかどうか</p> <p>b) 監査の結果に関する情報を経営層に提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ変更なし</li> </ul>
<p><b>9.2.2 内部監査プログラム</b>  組織は、内部監査の頻度、方法、責任、計画要求事項及び報告を含む、内部監査プログラムを確立し、実施し、維持しなければならない。</p> <p>内部監査プログラムを確立するとき、組織は、関連するプロセスの環境上の重要性、組織に影響を及ぼす変更及び前回までの監査の結果を考慮に入れなければならない。</p> <p>組織は、次の事項を行われなければならない。</p>	<p>監査プログラムは、当該運用の環境上の重要性及び前回までの監査の結果を考慮に入れて、組織によって計画され、策定され、実施され、維持されること。</p> <p>次の事項に対処する監査手順を確立し、実施し、維持すること。</p> <p>— 監査の計画及び実施、結果の報告、並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び要求事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査プログラムの考慮事項に、「組織に影響を及ぼす変更」が追記された</li> <li>・ c) 結果の管理層への報告 が追記</li> </ul>

<p>a) 各監査について、監査基準及び監査範囲を明確にする。</p> <p>b) 監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。</p> <p>c) 監査の結果を関連する管理層に報告することを確実にする。</p> <p>組織は、監査プログラムの実施及び監査結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。</p>	<p>一 監査基準、適用範囲、頻度及び方法の決定</p> <p>監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。</p>	
<p><b>9.3 マネジメントレビュー</b></p> <p>トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔で、環境マネジメントシステムをレビューしなければならない。</p> <p>マネジメントレビューは、次の事項を考慮しなければならない。</p> <p>a) 前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況</p> <p>b) 次の事項の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 環境マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題</li> <li>2) 順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待</li> <li>3) 著しい環境側面</li> <li>4) リスク及び機会</li> </ol> <p>c) 環境目標が達成された程度</p> <p>d) 次に示す傾向を含めた、組織の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 不適合及び是正処置</li> <li>2) 監視及び測定の結果</li> <li>3) 順守義務を満たすこと</li> <li>4) 監査結果</li> </ol> <p>e) 資源の妥当性</p> <p>f) 苦情を含む、利害関係者からの関連するコミュニケーション</p> <p>g) 継続的改善の機会</p> <p>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項を含めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 環境マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることに関する結論</li> <li>一 継続的改善の機会に関する決定</li> <li>一 資源を含む、環境マネジメントシステムの変更の必要性に関する決定</li> <li>一 必要な場合には、環境目標が達成されていない場合の処置</li> <li>一 必要な場合には、他の事業プロセスへの環境マネジメントシステムの統合を改善するための機会</li> <li>一 組織の戦略的な方向性に関する示唆</li> </ul>	<p><b>4.6 マネジメントレビュー</b></p> <p>トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムをレビューすること。レビューは環境方針、並びに環境目的及び目標を含む環境マネジメントシステムの改善の機会及び変更の必要性の評価を含むこと。マネジメントレビューの記録は、保持されること。</p> <p>マネジメントレビューへのインプットは、次の事項を含むこと。</p> <p>a) 内部監査の結果、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の結果</p> <p>b) 苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーション</p> <p>c) 組織の環境パフォーマンス</p> <p>d) 目的及び目標が達成されている程度</p> <p>e) 是正処置及び予防処置の状況</p> <p>f) 前回までの、マネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>g) 環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況</p> <p>h) 改善のための提案</p> <p>マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善へのコミットメントと首尾一貫させて、環境方針、目的、目標及びその他の環境マネジメントシステムの要素へ加え得る変更に関係する、あらゆる決定及び処置を含むこと。</p>	<p>・考慮事項（インプット）の追加 （追加されたもの） 環境マネジメントシステムに関する内部・外部の課題、著しい環境側面、リスク及び機会、資源の妥当性、継続的改善の機会）</p> <p>・アウトプット →拡大追加された</p> <p>・マネジメントレビューは、高いレベルのものであることが望ましく、詳細な情報の徹底的なレビューである必要はない。マネジメントレビューの項目は、全てに同時に取り組む必要はない。レビューは、一定の期間にわたって行ってもよく、また、役員会、運営会議のような、定期的で開催される管理層の活動の一部に位置付けることもできる。したがって、レビューだけを個別の活動として分ける必要はない。 （付属書 A.9.3）</p>



<p>組織は、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。</p>		
<p>10 改善</p>		
<p>10.1 一般 組織は、環境マネジメントシステムの意図した成果を達成するために、改善の機会（9.1、9.2 及び 9.3 参照）を決定し、必要な取組みを行わなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・概念のみの記載</li> </ul>
<p>10.2 不適合及び是正処置 不適合が発生した場合、組織は、次の事項を行わなければならない。 a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を行う。 1) その不適合を管理し、修正するための処置をとる。 2) 有害な環境影響の緩和を含め、その不適合によって起こった結果に対処する。 b) その不適合が再発又は他のところで発生しないようにするため、次の事項によって、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。 1) その不適合をレビューする。 2) その不適合の原因を明確にする。 3) 類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確にする。 c) 必要な処置を実施する。 d) とった是正処置の有効性をレビューする。 e) 必要な場合には、環境マネジメントシステムの変更を行う。</p> <p>是正処置は、環境影響も含め、検出された不適合のもつ影響の著しさに応じたものでなければならない。</p> <p>組織は、次に示す事項の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 不適合の性質及びそれに対してとった処置</li> <li>－ 是正処置の結果</li> </ul>	<p>4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置 組織は、顕在及び潜在の不適合に対応するための並びに是正処置及び予防処置をとるための手順を確立し、実施し、維持すること。その手順では、次の事項に対する要求事項を定めること。 a) 不適合を特定し、修正し、それらの環境影響を緩和するための処置をとる b) 不適合を調査し、原因を特定し、再発を防ぐための処置をとる c) 不適合を予防するための処置の必要性を評価し、発生を防ぐために立案された適切な処置を実施する d) とられた是正処置及び予防処置の結果を記録する e) とられた是正処置及び予防処置の有効性をレビューする</p> <p>とられた処置は、問題の大きさ、及び生じた環境影響に見合ったものであること。</p> <p>組織は、いかなる必要な変更も環境マネジメントシステム文書に確実に反映すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防処置は削除</li> <li>・その他、ほぼ変更なし</li> <li>・b)において、是正処置の水平展開を示唆</li> <li>・e)において、是正処置の実効性を高める示唆</li> </ul> <p>・環境マネジメントシステムの主要な目的の一つは、予防的なツールとして働くことである。予防処置の概念は、この規格では、4.1（組織及びその状況の理解）及び6.1（リスク及び機会への取組み）に包含されている。（付属書 A.10.2）</p>
<p>10.3 継続的改善 組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない。</p>	<p>（4.1 一般要求事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな要求事項（annex SLに準拠）</li> <li>・適切性、妥当性、有効性を継続的に改善</li> </ul>